

**令和2年度幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム講師講習会
開催要項【東京都会場】**

1. 趣旨：

公益財団法人日本スポーツ協会（日本スポーツ少年団）が平成26年度に作成した、幼児およびその保護者等を対象にした活動プログラム「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」を各地域において指導・普及できる者を養成することを目的に、都道府県スポーツ少年団等から推薦された者を対象とした講習会を開催する。

2. 主催：公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団

3. 協力：開催都道府県体育・スポーツ協会 都道府県スポーツ少年団

4. 後援：スポーツ庁

5. 期日・会場・定員：

期日：令和2年10月31日（土）・11月1日（日）

会場：JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 14階 岸清一メモリアルルーム

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2

定員：50名

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、web 会議システムによるライブ研修を併用して実施することとします。

6. 対象：

- 1) 都道府県スポーツ少年団から推薦された者（原則3名）
- 2) 都道府県体育・スポーツ協会から推薦された者（原則1名）
- 3) 日本スポーツ少年団から推薦された者（若干名）

7. 内容：

- 1) 理論編（講義）
- 2) 実技編（運動遊び、指導法・指導技術）
- 3) 指導実践編（模擬指導）
- 4) 総合討論

合計9時間30分（休憩等含む）

※ 休憩時間が短いため、トレーニングウェア（運動できる服装）でご来場することをお勧めします。但し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実技編や指導実践編の内容を変更する場合があります。

8. 推薦条件：

- 1) 推薦対象者は、2020年4月1日現在で満18歳以上の者で、講師講習会受講時に以下の講習会等に参加済であることを条件とする。また、講師講習会受講申込時点で参加見込の者も含むものとする。
 - (1) 幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及講習会（平成27～令和元年度）※講習会の運営に携わったスポーツ少年団リーダーを含む
 - (2) アクティブ・チャイルド・プログラム研修会（令和2年度）
 - (3) スポーツ少年団認定育成員研修会（平成23～30年度）
 - (4) 幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム都道府県普及促進研修会（平成29～令和2年度）
 - (5) 公認スポーツ指導者資格「ジュニアスポーツ指導員」講習会受講修了者（平成30～令和元年度）
 - (6) その他（アクティブ・チャイルド・プログラム普及・啓発プロジェクトの班員が担当した講習や、アクティブ・チャイルド・プログラム研修会に準ずる講習会等）※受講申込時に開催期日・内容等がわかる資料や参加者名簿を添付すること。

- 2) 推薦対象者は、実技を含む全ての講習に参加できる心身ともに健康状態である者とする。
- 3) 推薦対象者は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の保有者が望ましい。
- 4) 都道府県スポーツ少年団が推薦する者のうち最低 1 名は、令和 2 年度スポーツ少年団登録者が望ましい。
- 5) 複数名を推薦する場合は、男女共同参画の観点から、1 名以上の女性を含むことが望ましい。
- 6) 幼児・子どもの教育や保育、発達等に関する領域を専門とする大学教員についても推薦を認める。

なお、上記に定める講習会を受講していることが望ましい。※受講申込時に所属(学校名)、専門領域が確認できる書類(大学 HP の教員ページ等)を添付すること。

9. 受講料： 4,400 円(税込) ※交通費・宿泊費は受講者負担

10. 受講申込：

- 1) 受講希望者は居住あるいは活動している都道府県スポーツ少年団または都道府県体育・スポーツ協会へ連絡し、それぞれ指定の申込手続きを行ってください。
- 2) 推薦団体は、7 月 31 日(金)までに受講申込書(様式別添)を取りまとめ、受講者推薦書(様式別添)により推薦順位を記入の上日本スポーツ少年団へ推薦してください。
- 3) 受講にあたって収集した個人情報(受講可否(内定・決定)の通知・関連資料の送付を目的に使用します。また、講習会中に撮影した写真等については、公益財団法人日本スポーツ協会のホームページや各種報告書において利用することがあります。写真の使用について支障がある場合はお申し出ください。なお、参加申込にあたって収集した個人情報は、参加者の同意なしに、第三者に開示・提供することはありません(法令などにより開示を求められた場合を除く)。

11. 選考(内定)：

- 1) 日本スポーツ少年団にて、受講申込書を元に選考し、推薦条件を満たしている者を以下の方法により受講内定者としします。
 - (1) 各都道府県スポーツ少年団からの推薦は原則 3 名とし、各都道府県スポーツ少年団の推薦順位 3 位以内の者を受講内定者としします。
 - (2) 各都道府県体育・スポーツ協会からの推薦は原則 1 名とし、各都道府県体育・スポーツ協会の推薦順位 1 位の者を受講内定者としします。
 - (3) 各都道府県スポーツ少年団における推薦順位 4 位以下の者については、受講可能人数内で受講を認めます。推薦順位ごとに、令和元年度スポーツ少年団登録団員数の多い都道府県の推薦者から受講内定者としします。
 - (4) 各都道府県体育・スポーツ協会における推薦順位 2 位以下の者については、受講可能人数内で受講を認めます。推薦順位ごとに、令和元年度スポーツ少年団登録団員数の多い都道府県の推薦者から受講内定者としします。
 - (5) 日本スポーツ少年団からの推薦者については、受講可能人数内で受講を認めます。
 - (6) 受講内定者の辞退が出た場合、推薦条件を満たしているものの受講可能人数等により内定されなかった受講希望者の中から、上記方法に基づき追加で受講内定者としします。
- 2) 受講の内定と併せて、以下の方法により受講会場を調整します。
 - (1) 各都道府県スポーツ少年団推薦順位 1 位の者は、第 1 希望会場を受講会場として決定します。推薦順位 2 位および 3 位の者は、推薦順位ごとに令和元年度スポーツ少年団登録団員数の多い都道府県の推薦者から、受講希望順位が上位の会場で受入可能人数に達していない会場を受講会場として決定します。
 - (2) 都道府県体育・スポーツ協会推薦順位 1 位の者は、令和元年度スポーツ少年団登録団員数の多い都道府県の推薦者から、受講希望順位が上位の会場で受入可能人数に達していない会場を受講会場として決定します。
 - (3) 各都道府県スポーツ少年団における推薦順位 4 位以下の者および各都道府県体育・スポーツ協会における推薦順位 2 位以下の者については、②と同様の方法により受講会場を決定します。
- 3) 各会場で定員に満たない場合には、随時追加での参加申込を受付、内定手続きを行います。

12. 選考結果通知・受講料の入金(決定)：

- 1) 選考結果については、日本スポーツ少年団から推薦団体に対して通知します。
- 2) 推薦団体は、選考結果を受講希望者へ通知するとともに、受講内定者の受講料を取りまとめ、9月11日（金）までに日本スポーツ少年団指定の口座へ入金してください。
- 3) 受講料の入金確認をもって、受講者として決定します。

※ 受講料納入後に受講を辞退・欠席した場合でも原則として受講料は返金しません。

13. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する注意事項

- 1) 当研修会は、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に基づき開催いたします。<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline3.pdf>
- 2) 発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合等は受講をお控え下さい。
- 3) マスクを持参してください。講習会中は、原則マスクを着用して下さい。
- 4) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を行って下さい。
- 5) 万が一、研修会終了後2週間以内に、新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告してください。

14. ライブ研修に関する注意・免責事項：

- 1) 受講者は、自己の責任において受講するために必要なパソコン、通信機器、通信回線その他の設備を準備し、管理するものとします。受講者の都合によりオンライン講義を受講できなかった場合は返金等の対応はいたしません。
- 2) 受講するために必要な通信回線の利用料金は受講者が負担するものとします。
- 3) 受講者の各自が最新のコンピュータウイルス対策等がなされている機器を使用してください。主催者は、受講によりコンピュータウイルスや第三者の妨害等行為による不可抗力によって生じた損害等の一切の責任を負いません。

15. その他：

- 1) 本講習会受講時に、「JSP0-ACP アクティブ チャイルド プログラム」（ガイドブック）と本プログラム普及用資料（講師用教材等）を配付します。
- 2) 本講習会修了者には、修了証を発行します。
- 3) 受講前・受講後アンケートへの回答は任意です。調査結果は学会発表や論文など学術的な目的に使用することがありますが、調査結果は統計的に処理しますので回答者が特定されることはありません。また、調査への協力や回答内容が回答者の評価に影響することは一切ありません。
- 4) 本講習会修了者には公益財団法人日本スポーツ協会（日本スポーツ少年団）や推薦都道府県等が実施するアクティブ・チャイルド・プログラム普及活動への協力を依頼することがあります。
- 5) 受講者を被保険者として傷害保険に加入します。
- 66) 集合形式にて実施する場合は実技を行いますので、以下を忘れずにお持ちください。
トレーニングウェア（運動できる服装）／スポーツ活動用シューズ（室内用）／健康保険証（原本）
※ 休憩時間が短いため、トレーニングウェア（運動できる服装）でご来場することをお勧めします。
- 7) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当研修会を集合形式で実施できる状況にない場合は、Zoom Video Communications, Inc. が提供する「Zoom」を利用し、ライブ研修として実施します。受講のためのミーティング ID およびパスワード等の詳細な情報は、開催日の5日前までに申込時にご登録頂いたメールアドレスに配信いたします。
- 8) 地震・台風・火災等などの天災、感染症、テロ、第三者からの指示・命令、その他不可抗力により開催を中止する場合は、申込時に登録されたメールアドレスに連絡する他、公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ等によりその旨を掲載します。
- 9) 本講習会の参加により、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の更新研修を修了したことになります。なお、テニス資格は2ポイント、バウンドテニス資格は1ポイント、チアリーディング（コーチ3のみ）資格は都道府県体育・スポーツ協会実施の1回分の実績となりますが、別途、資格毎に定められたポイント獲得や研修受講などの要件を満たす必要があります。ただし、次の資格については、更新研修を修了したことにはなりません。

水泳、サッカー、スノーボード、バスケットボール、バドミントン、剣道、空手道、エアロビク（コーチ4のみ）、スクーバ・ダイビング、プロゴルフ、プロテニス、プロスキー、スポーツドクター、スポーツデンティスト、アスレティックトレーナー、スポーツ栄養士、クラブマネジャー（2020年4月1日現在）

※詳細は日本スポーツ協会のホームページをご確認ください。

- 10) 本講習会を修了し、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の「ジュニアスポーツ指導員」を受講する場合、カリキュラムの一部の受講を免除することができます。詳細は下記問合せ先までご連絡ください。

<問合せ先>公益財団法人日本スポーツ協会 地域スポーツ推進部 少年団課

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

TEL : 03-6910-5814 FAX : 03-6910-5820 E-mail : jjisa@japan-sports.or.jp



スポーツくじ

